

別表第1（第4条関係）

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

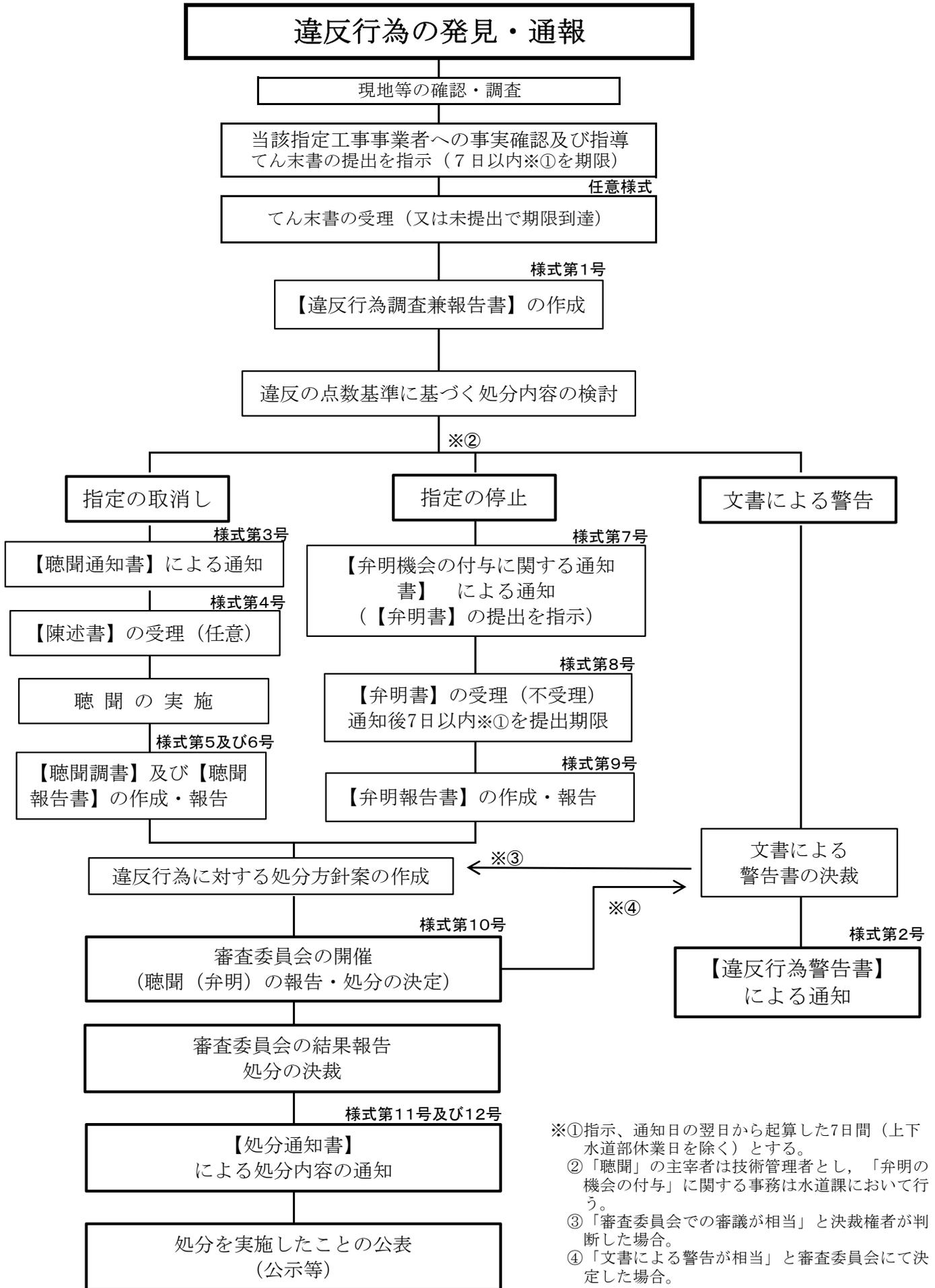
違反項目	指定給水装置工事事業者規程		違反行為の内容	処分基準	(事業者規程第8条) 斟酌すべき特段の事情がある場合又は、指導に従った場合	
	根拠条項等				違反行為の内容に係る指導方法又は対応	違反点数(点)
指定要件 の違反	第7条 第1項第1号	第3条第1項	1. 不正の手段により給水装置工事事業者の指定を受けたとき。	指定の取消し		610
	第7条 第1項第2号	第4条第1項 第1号	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し	指導により休止・廃止の届出書を提出した場合	10
		第4条第1項 第2号	2. 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し	国が定める機械器具を指導により所有した場合	10
		第4条第1項 第3号ア・カ	3. 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であるとき。(法人の場合役員含む)	指定の取消し	法人について、該当する者を、指導により他の者に変更した場合は、処分の適用外	—
		第4条第1項 第3号イ・カ	4. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。(法人の場合役員含む)	指定の取消し	法人について、該当する者を、指導により他の者に変更した場合は、処分の適用外	—
		第4条第1項 第3号ウ・カ	5. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。(法人の場合役員含む)	指定の取消し		610
		第4条第1項 第3号エ・カ	6. 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。(法人の場合役員含む)	指定の取消し		610
		第4条第1項 第3号オ (不誠実な行為)	7. 下記の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者と判明したとき。 ア) 工事の変更及び完了等の届出を行わないとき。 イ) 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ウ) 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 エ) 給水装置工事設計審査申請書を提出せずに給水装置工事に着手したとき。 オ) 給水装置工事設計審査申請書を提出はしたが、市長の承認を得る前に工事に着手したとき。 カ) 給水装置工事完成後、完了検査を受けずに給水したとき。			
			指定の取消し	指導により改善が見られた場合	10	
			指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)	
			指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)	
			指定の取消し	斟酌すべき特段の事情があると認めた場合	100	
			指定の取消し		50	
		指定の取消し		50		

指定要件 の違反	第7条 第1項第2号	第4条第1項 第3号オ (不誠実な行為)	キ) 無断通水の実施又は、無断通水が可能となる工事を実施したとき。	指定の取消し	斟酌すべき特段の事情があると認めた場合	50
		第4条第1項 第3号オ	ク) メーターの不正使用等をしたとき。	指定の取消し	斟酌すべき特段の事情があると認めた場合	100
		第4条第1項 第3号オ・カ	ケ) その他の業務に関し不正又は、不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者と判明したとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
		第4条第1項 第3号オ	コ) 指定停止処分中に工事を施工したとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
変更の届出 義務違反	第7条 第1項第3号		1、下記事項について変更の届出をしないとき。			
		第6条第1項 第1号	ア) 事業所の名称及び所在地に変更があった日から30日以内に届出しないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第6条第1項 第2号	イ) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があった日から30日以内に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第6条第1項 第3号	ウ) 法人の役員の氏名に変更があった日から30日以内に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合は、処分の適用外	—
		第6条第1項 第4号	エ) 選任されている主任技術者の氏名等又は、主任技術者が交付を受けた免状の交付番号に変更があった日から30日以内に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第6条第3項	オ) 指定工事事業者が事業を廃止又は、休止した日から30日以内に、また、事業を再開した日から10日以内に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
			2. 上記ア～オについて事実と異なる届出をしたとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)
主任技術者の 選任等違反	第7条 第1項第4号	第11条 第1項	1. 指定工事事業者が指定を受けた日から14日以内に事業所ごとに主任技術者を選任し市長に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第11条 第2項	2. 指定工事事業者が選任した主任技術者が欠けるに至った日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、市長に届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第11条 第3項	3. 主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し	指導により届出をした場合	10
		第11条 第4項	4. 主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者を兼務し、職務を行うに当たって支障が発生したとき。	指定の取消し	指導により兼務を解除した場合	10

事業の運営に関する基準違反	第7条 第1項第5号	第12条 第1項1号	1. 給水装置工事ごとに指定工事業者が選任した主任技術者を指名しないとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合は、処分の適用外	—
		第12条 1項2号	2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ又は、その者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	指定の取消し	指導により職務に改善が見られた場合	50
		第12条 1項3号	3. 市の給水区域において、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行するとき、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	指定の取消し	指導により職務に改善が見られた場合	100
		第12条 1項4号	4. 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会の確保するように努めなかったとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合	10
		第12条 1項5号ア	5. 給水条例第8条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合	100
		第12条 1項5号イ	6. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合	10
		第12条 1項6号	7. 施工した給水装置工事ごとに、指名した主任技術者に施主の氏名又は名称、施行の場所、施行完了月日、主任技術者氏名、竣工図、工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項、構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存しないとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合記載	50
工事施工に関する義務違反	第7条 第1項第6号	第16条	1. 給水装置の検査の際、市長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合	50
	第7条 第1項第7号	第17条	1. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出に関する市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定の取消し	指導により改善が見られた場合	50
	第7条 第1項第8号		1. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定の取消し	審査委員会の審議による	(審査委員会審議)

※ その違反行為が、悪質な場合又は、公衆に与える影響が大きいと認められる場合の処分は、処分基準の欄によらず審査委員会の審議とする。

指定給水装置工事事業者の違反行為等に関する事務処理フロー



- ※①指示、通知日の翌日から起算した7日間（上下水道部休業日を除く）とする。
- ※②「聴聞」の主宰者は技術管理者とし、「弁明の機会の付与」に関する事務は水道課において行う。
- ※③「審査委員会での審議が相当」と決裁権者が判断した場合。
- ※④「文書による警告が相当」と審査委員会にて決定した場合。

年 月 日

（あて先）

鶴岡市長

様

（所 属）

（職・氏名）

印

違反行為調査兼報告書

鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第3条第3項の規定により、次のとおり指定給水装置工事事業者の違反行為がありましたので報告します。

1 確認日時

年 月 日 時 分 頃

2 違反行為の内容

内 容 [当該違反行為の大まかな内容を記載。]

根拠規程 (鶴岡市指定給水装置工事事業者規程第7条第○項第○号に該当)

3 指定給水装置工事事業者及び主任技術者氏名

(指定番号) 第 号
(事業者名) ○○○○株式会社
(代表者名) ○○ ○○
(主任技術者氏名) ○○ ○○ [免状番号 第○○○○○○○号]
(工事申込番号) 令和○○年度 第○○○○○号

4 確認時の状況、事情聴取の内容等

[当該違反行為における状況、聴取内容を記載。]

5 添付書類

[当該違反行為に係る現場状況写真、てん末書等]

6 備考

（あて先）
〔当該違反行為の対象となる指定給水装置工事事業者〕

鶴岡市長



違反行為警告書

鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第4条第2項の規定により、次のとおり違反行為について警告します。

今後、このような違反行為が再発することのないよう、社内での周知徹底を図り、より一層の適正な工事の施行に努めること。

1 警告の内容

〔当該違反行為に基づいた警告内容を記載。〕

2 違反行為等の内容

〔当該違反行為の詳細な内容を記載。〕

〔処分基準別表第1 工事事業者規程第○条第○項第○号○ 〕

今回の違反点数・・・・・・・・・・ 点

（処分の基準）

第4条第2項

別表第1に定める違反行為について、斟酌すべき特段の事情があるとき、又は、指導に従ったときは、同表に定める違反点数により違反点数が100点に達するごとに、1か月の指定停止とし、100点に満たないときは、違反行為警告書（様式第2号）により文書による警告を行うものとする。この場合において、当該違反行為が同表に定める違反内容の2以上に該当するときは、それぞれの違反点数の合計、また消滅していない過去の違反点数がある場合は、それを加算し違反点数とする。

（あて先）
〔当該違反行為の対象となる指定給水装置工事事業者〕

鶴岡市長

印

聴 聞 通 知 書

鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第6条第2項の規定による聴聞を次の通り行いますので、通知します。

- 1 聴聞の件名
〔当該違反行為の件名を記載。〕
- 2 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令等の条項
〔当該違反行為の詳細な内容及び根拠法令等を記載。〕
- 3 不利益処分の原因となる事実
〔当該違反行為の詳細な内容を記載。〕
- 4 聴聞の期日及び場所
年 月 日（ ） 時 分
鶴岡市上下水道部水道課
- 5 主宰者の氏名及び職名
技術管理者
- 6 聴聞に関する事務担当
水道課

（備考）

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類や証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出すること、又は聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞が終結するまでの間、市長に対し、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書及び証拠書類等を提出しない場合には、聴聞を終結する場合があります。

（あて先）
鶴岡市長 様

届出者 住所
氏名

印

陳 述 書

鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第6条第4項の規定による陳述書を次のとおり提出します。

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の原因となる 事実その他当該事案の 内容についての意見	

聴 聞 調 書

作成年月日	年 月 日	主宰者	職名 技術管理者	氏名	印
聴 聞 の 件 名					
聴 聞 の 期 日 及 び 場 所					
指定給水装置工事事業者名					
陳述書提出の有無					
聴聞出頭の有無		出 頭 不出頭（理由）			
出頭者の職名及び氏名					
上下水道部職員が行った説明の要旨					
証 拠 書 類 等 の 表 目					
その他参考となるべき事項					

聴 聞 報 告 書

作成年月日	年 月 日	主宰者	職名 技術管理者	氏名	印
聴 聞 の 件 名					
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張					
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に対 しての見解					
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見の理由					

（あて先）
〔当該違反行為の対象となる指定給水装置工事事業者〕

鶴岡市長

弁明の機会の付与に関する通知書

鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第6条第6項の規定による弁明の機会を次のとおり付与しますので、通知します。

- 1 弁明の機会の付与の件名
〔当該違反行為の件名を記載。〕
- 2 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令等の条項
〔当該違反行為の詳細な内容及び根拠法令等を記載。〕
- 3 不利益処分の原因となる事実
〔当該違反行為の詳細な内容を記載。〕
- 4 弁明書の提出先
鶴岡市上下水道部水道課
- 5 弁明書の提出期限
年 月 日

（備考）

- 1 弁明書の提出に併せて証拠書類や証拠物を提出することができます。

年 月 日

（あて先）
鶴岡市長

様

提出者の住所
氏名

弁 明 書

年 月 日付で通知のあった弁明の機会の付与に関し、鶴岡市指定給水装置工事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第6条第6項の規定による弁明書を次のとおり提出します。

弁明の機会の付与の件名	
不利益処分の原因となる事実 その他当該事案の内容について の意見	

弁 明 報 告 書

作成年月日	年 月 日	報告者	職名	氏名	印
弁明の機会の付与の件名					
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張					
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見					
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張に理 由があるかどうかについての 意見の理由					

鶴岡市上下水道部
指定給水装置工事事業者審査委員会

技術管理者

処 分 方 針 （ 案 ）

〇〇工事店の違反行為あたり、鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第6条8項の規定により、次のとおり処分方針（案）を作成したので報告いたします。

1 処分の内容

〔当該違反行為の処分の内容を記載。指定の停止の場合は下記も記載。〕

（ 指定の停止〇箇月 ）

2 違反行為等の内容

〔当該違反行為の詳細な内容及び根拠法令等を記載。〕

（鶴岡市指定給水装置工事事業者規程第7条第〇項第〇号に該当）

（別表第1 違反行為に係る処分基準内容を記載）

3 違反点数の内容

今回の違反点数・・・・・・・・・・・・・・・・	点
過去2年の累積違反回数（今回含む）・・・・・・・・	回
過去2年の累積違反点数（今回含む）・・・・・・・・	点

（あて先）
〔当該違反行為の対象となる指定給水装置工事事業者〕

鶴岡市長



通 知 書

鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり来庁を求めます。

1 来庁を求める日時及び場所

日時 年 月 日 時 分
場所

2 理由

違反行為に係る処分通知のため

※ なお、来庁の際はこの通知書を持参し、担当者へ提示してください。また、上記の日時に来庁できない理由がある場合は連絡してください。

担当者職氏名 ○ ○ ○ ○

電話番号

（あて先）
〔当該違反行為の対象となる指定給水装置工事事業者〕

鶴岡市長



処 分 通 知 書

あなたに対する不利益処分にあたり、鶴岡市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分に関する要綱第4条の規定により、次のとおり処分を決定したので通知します。

1 処分の内容

〔当該違反行為の処分の内容を記載。指定の停止の場合は下記も記載。〕

（ただし、 年 月 日から 年 月 日まで）

2 違反行為等の内容

〔当該違反行為の詳細な内容及び根拠法令等を記載。〕

（鶴岡市指定給水装置工事事業者規程第7条第○項第○号に該当）

3 違反点数の内容

今回の違反点数（今回含む）	点
過去2年の累積違反回数（今回含む）	回
過去2年の累積違反点数（今回含む）	点

教示（行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づく教示）

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鶴岡市を被告として（鶴岡市長が被告の代表者となります。）提起することができます。